

改 正 案	現 行
	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 屋根ふき材は、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 屋根ふき材は、荷重又は外力により、脱落又は浮き上がり起こさないよう、たるき、梁、けた、野地板、その他これらに類する構造部材に取り付けるものとすること。</li> <li>二 屋根ふき材及び緊結金物その他これらに類するものが、腐食又は腐朽するおそれがある場合には、有効なさび止め又は防腐のための措置をすること。</li> </ul> <p>三 屋根ふき材は、イに定める速度圧に口に定める風力係数に乗じて計算した風圧力に対して安全上支障がないこと。</p> <p>イ 速度圧は、次の式によつて計算した数値とすること。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十七条第一項ただし書きの規定に基づき、特定行政庁が規則で指定した区域内においては、当該区域における速度圧として定められた数値とすること。</p> $q = 120\sqrt{h}$ <p>この式において、<math>h</math>及び<math>q</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。  <math>h</math> 地盤面からの高さ（単位 メートル）  <math>q</math> 速度圧（単位 一平方メートルにつきキログラム）</p>
	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準を次のように定める。</p> <p>第一 屋根ふき材は、次の各号に定めるところによらなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 屋根ふき材は、荷重又は外力により、脱落又は浮き上がり起こさないよう、たるき、梁、けた、野地板、その他これらに類する構造部材に取り付けるものとすること。</li> <li>二 屋根ふき材及び緊結金物その他これらに類するものが、腐食又は腐朽するおそれがある場合には、有効なさび止め又は防腐のための措置をすること。</li> </ul> <p>三 屋根ふき材は、イに定める速度圧に口に定める風力係数に乗じて計算した風圧力に対して安全上支障がないこと。</p> <p>イ 速度圧は、次の式によつて計算した数値とすること。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十七条第一項ただし書きの規定に基づき、特定行政庁が規則で指定した区域内においては、当該区域における速度圧として定められた数値とすること。</p> $q = 120\sqrt{h}$ <p>この式において、<math>h</math>及び<math>q</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。  <math>h</math> 地盤面からの高さ（単位 メートル）  <math>q</math> 速度圧（単位 一平方メートルにつきキログラム）</p>

口 風力係数は、令第八十七条第四項の規定によるものとする」と。ただし、屋根の軒先、けらば及びむねからそれぞれ当該屋根面の長さ十パーセントに相当する範囲（三メートルをこえるときは、三メートルとする）の負の風力係数は一・五とする。

三 屋根瓦は軒及びけらばから一枚通りまでを一枚」とし、その他の部分のうちむねにあつては一枚おき」とし、銅線、鉄線、くぎ等で下地に繫結し又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようふくこと。

第二 外装材は次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他のこれらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に繫結すること。

二 建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他接着剤で下地に繫結するじよ。

第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

一 帳壁及び支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することができない構造耐力上主要な部分に取り付けること。

二 プレキヤストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によつてプレキヤストコンクリート板を使用する帳壁及びその他の支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。

三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラス

は、日本工業規格（以下「JIS」といひ。）A5504（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））一九九四、JIS A5504（ワイヤラス）一九

口 風力係数は、令第八十七条第四項の規定によるものとする」と。ただし、屋根の軒先、けらば及びむねからそれぞれ当該屋根面の長さ十パーセントに相当する範囲（三メートルをこえるときは、三メートルとする）の負の風力係数は一・五とする。

四 屋根瓦は軒及びけらばから一枚通りまでを一枚」とし、その他の部分のうちむねにあつては一枚おき」とし、銅線、鉄線、くぎ等で下地に繫結し又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようふくこと。

第二 外装材は次の各号に定めるところによらなければならない。

一 建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他のこれらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に繫結すること。

二 建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他接着剤で下地に繫結するじよ。

第三 地階を除く階数が二以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 帳壁及び支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することができない構造耐力上主要な部分に取り付けること。

二 プレキヤストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によつてプレキヤストコンクリート板を使用する帳壁及びその他の支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。

三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本工業規格（以下「JIS」といひ。）A5504（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））一九九四、JIS A5504（ワイヤラス）一九

九四又は二〇五 A五五〇H(メタルラブ) 一九九五にそれを適切する

か、又は二〇六と同等以上の性能を有する以上にし、かつ、間柱又は胴縁その他のト地材に緊結する以上。

四 帳壁としてガラス入りのはめいじの（網入ガラス入りのものを除く。）を設ける場合にあつては、硬化性のシーリング材を使用しないこと。ただし、ガラスの落卜による危害を防止するための措置が講じられてゐる場合には、この限りでない。

五 高さ三十一メートルを超える建築物（高さ三十一メートル以下の部分で高さ三十一メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分を除く。）の屋外に面する帳壁は、その高さの四五十分の一の層間変位に対して脱落しないこと。ただし、構造計算によつて帳壁が脱落しないことを確かめた場合においても、この限りでない。

四 帳壁に設けるガラス入りのはめいじの（網入ガラス入りのものを除く。）を設ける場合にあつては、硬化性のシーリング材を使用しないこと。ただし、ガラスの落卜による危害を防止するための措置が講じられてゐる場合には、この限りでない。

二 高さ三十一メートルを超える建築物（高さ三十一メートル以下の部分で高さ三十一メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分を除く。）の屋外に面する帳壁は、前項の規定によるほか、次の如きとする。すなはち、なければならぬこと。

一 帳壁は、その高さの四五十分の一の層間変位に対して脱落しないこと。ただし、構造計算によつて帳壁が脱落しないことを確かめた場合にあつては、この限りではない。

一 帳壁は、以下定める速度圧に口に付く風力係数を乗じて計算した風圧力に對して安全上支障がないこと。

イ 速度圧は、船舶分の高さ正直じて次の表によつて計算した数値とする。ただし、令八十七條第一項ただし書きの規定に據つても、特定行政庁が規則で指定した区域においては、該区域における速度圧について定められた数値とする。

$h < 16$ の場合	$q = 60\sqrt{h}$
$h \leq 16$ の場合	$q = 120\sqrt{h}$

この表において、上及び右並、それやれ次の数値を表すものとする。

胴縁その他のト地材に緊結する以上。

H 地盤面からの高さ（単位 メートル）

q 速度圧（単位 1平方メートル当たりキログラム）

□ 風力係数は、令第八十七條第四項の規定によるものとする。ただし、閉鎖形の建築物においては、風洞実験による場合のほか、その建築物の細長比に応じて、圧の風圧の作用する断面の風力係数は表一に掲げる数値とし、かつ、負の風圧の作用する断面で表一に掲げる部分の負の風力係数は1.5とする。

—

細長比 圧の風圧の作用する断面の風力係数

$0.1 < \frac{1}{H} \leq 0.2$  の場合 1.0

$0.2 < \frac{1}{H} \leq 0.4$  の場合 0.9

$0.4 < \frac{1}{H}$  の場合 0.8

以上の表における「及びエセ」、それぞれ建築物の見付幅（単位 メートル）及び高さ（単位 メートル）を表すものとする。

—

細長比	負の風圧の生ずる建築物の部分
$0.1 < \frac{1}{H} \leq 0.2$ の場合	高さが建築物の高さの十五分の十四以上の部分及び側端からの水平距離で見付幅の六分の一以内の部分
$0.2 < \frac{1}{H} \leq 0.4$ の場合	高さが建築物の高さの十五分の九以上の部分及び側端からの水平距離で見付幅の八分の一以内の部分
$0.4 < \frac{1}{H}$ の場合	高さが建築物の高さの六分の五以上の部分及び側端からの水平距離で見付幅の十分の一以内の部分

この表において、 $1$ 及び $H$ は、それぞれ建築物の見付幅（単位 メートル）及び高さ（単位 メートル）を表すものとする。

（）及び高さ（単位 メートル）を表すものとする。

イ あわ、ひび、きず、すじ、そりその他による耐力上の欠点がないこと。  
口 一枚のガラスの見付面積は、そのガラスの種類及び板厚に応じて、次の  
式によつて計算した数値以下とすること。

$$A = \frac{30\alpha}{P} \left( t + \frac{t^2}{4} \right)$$

この式において、A、P及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A ガラスの見付面積（単位 平方メートル）

P ガラスの厚さ t ガラスに作用する風圧力(単位 一平方メートルにつきキログラム)	数値	種類	スの ガラス	ガラ ガラス	数値	種類	スの ガラス	ガラ ガラス
○・七	ラ ス	が き 板 ガ	網 入 り み	一 ・ 〇		ラ ス	普 通 板 ガ	
○・五		板 ガ ラ ス	網 入 り 型	〇 ・ 八		ガ ラ ス	み が き 板	
一・六	ラ ス	合 わ せ ガ	一 ・ 〇	もの	ル 以 下 の	リ メ ー ト	厚 さ 六 ミ	フ ロ ー ト 板 ガ ラ ス
一・五	ス	複 層 ガ ラ	〇 ・ 八	る も の	ル を 超 え	リ メ ー ト	厚 さ 六 ミ	
〇・六	ラ ス	型 板 ガ	二 ・ 〇			ガ ラ ス	倍 強 度	
二・〇	ス	け ガ ラ	三 ・ 〇			ラ ス	強 化 ガ	

附  
則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

構成するガラスのうち最も薄いガラスの厚さ）（単位 ミリメートル）